

フリーランス法の施行に伴い 令和8年4月1日から シルバー人材センターの業務委託契約方法を見直します

1 業務委託(請負・委任)契約の契約方法の変更

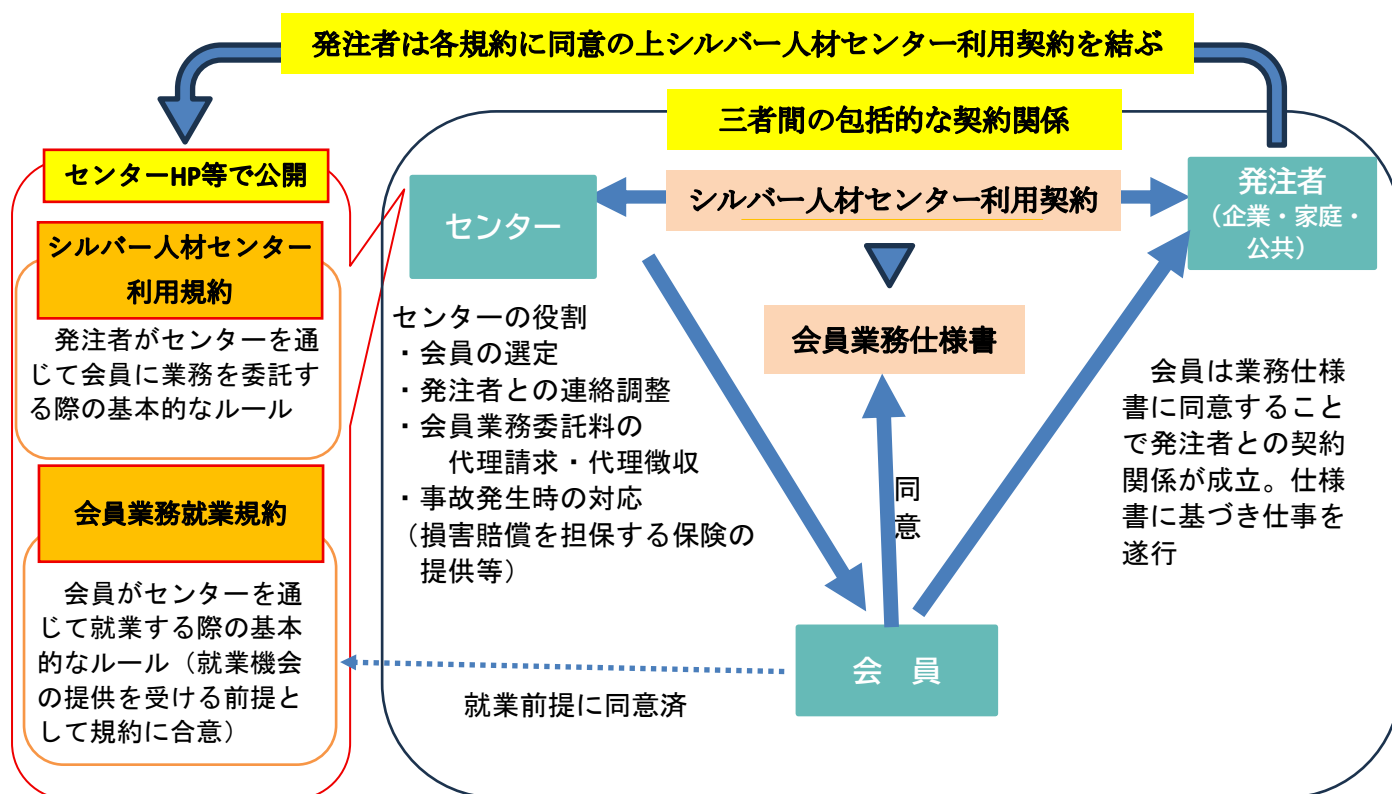
「フリーランス法」(「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」)が施行され、同法への対応として厚生労働省から、これまでの業務委託契約(発注者とシルバー人材センターが一括して契約し、センターが会員に再委託していました。)について、発注者から会員に対し直接契約がなされる形式に見直す旨の方針が示されました。この方針を踏まえ、当センターにおきましても令和8年4月1日から契約方法を見直します。発注者の皆さまにはご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

見直し後の具体的な契約方法(下図)ですが、発注者とセンターとの間で「センター利用規約」と「会員業務就業規約」を踏まえた「センター利用契約」を締結するとともに、「会員業務仕様書」を作成します。センターが選定した就業会員が「会員業務仕様書」に同意することにより、発注者と就業会員との間で契約関係が成立することとなります。発注者と会員が直接契約を取り交わすことはなく、業務の提供は、これまでと同じように当センターが窓口となり責任をもって行います。

なお、「シルバー人材センター利用規約」及び「会員業務就業規約」につきましては、当センターのホームページで公開しています。

掲載場所 当センターHP: <https://webc.sjc.ne.jp/utsunomiya/>

(見直し後の契約方法)



2 発注のご相談から支払までの流れ

1	仕事のご相談・依頼	依頼される業務内容を伺い、業務仕様等を確認させていただきます。
2	センター利用契約の締結	発注者とセンター間でセンター利用契約書を締結します。 ⇒契約にあたっては、当センターのホームページ上で公開している「シルバー人材センター利用規約」と「会員業務就業規約」に、発注者が同意していることが前提になります。 契約に基づき、センターが就業会員の選定や連絡調整等を行います。
3	発注者と会員との業務委託契約の成立	就業条件を明示した会員業務仕様書を、センターから就業会員に提示し、会員が同意することで、発注者と就業会員の間で業務委託契約が成立します。※発注者の事務負担はありません。
4	会員の就業	会員業務仕様書に基づき会員が就業します。
5	業務委託料の請求	業務完了後、センターから「センター業務委託料」と「会員業務委託料」を一括して請求します。 <u>このため、消費税の取り扱いが変わります。下記3をご覧ください。</u>
6	代金のお支払い	請求書を確認後、代金の支払いをお願いします。

3 消費税申告時における仕入税額控除の変更

センターが発注者からいただく料金の内訳は、「センター業務委託料（センター利用に係る事務費や材料費）」と「会員業務委託料（就業会員への報酬）」になります。このうち、「会員業務委託料」については、見直し後の契約方法では、センターを経由するものの、発注者が会員に対して支払う形となります。

そのため、「センター業務委託料」については、消費税に係る適格請求書（インボイス）を交付しますが、「会員業務委託料」については、会員が課税売上高1,000万円以下の「消費税免税事業者」であるため、適格請求書を交付することができません。

そのため、消費税の納税計算時に、会員業務委託料分の消費税分（概ね10/110）については仕入税額控除不可となり、発注者の消費税納税額が増額となります（令和11年9月まで経過措置があります。また、発注者が、①個人や家庭、②官公庁の一般会計による事業、③簡易課税制度を選択している事業者の場合は見直し後も消費税の変更はありません。）

発注者の皆さまには、新たなご負担をおかけすることとなり大変心苦しくはありますが、国の方針に基づいた事項であることから、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、当センターではインボイスの影響を受けない派遣事業での受注も行っておりますので、派遣事業への切り替えもご検討ください。

【インボイス制度の経過措置】

経過措置期間	控除率
令和5年10月から令和8年9月	仕入税額控除80%可
令和8年10月から令和10年9月	仕入税額控除70%可
令和10年10月から令和12年9月	仕入税額控除50%可
令和12年10月から令和13年9月	仕入税額控除30%可
令和13年10月から	控除不可

【シルバー人材センターの会員派遣事業】

- ・派遣の期間制限（3年）がなく、請負と異なり、発注者から会員への指揮命令が可能
- ・請求額（※）における消費税の全額課税仕入控除が可能
※請求額＝〔賃金等+派遣手数料（賃金等×20%）〕+消費税
（派遣手数料は県シルバー人材センター連合会の定めにより20%となります。）

お問い合わせは

公益社団法人宇都宮市シルバー人材センター

〒320-0806 宇都宮市中央1-1-15（宇都宮市総合福祉センター6階）

TEL 028(633)5300 FAX 028(639)0120

E-mail utsunomiya@sjc.ne.jp